



三九四八号)(第三九四九号)(第三九五〇号)(第三九五二号)

〇複式学級解消並びに級外教員及び養護教員の配置に関する請願(第一〇九九号)

〇在日朝鮮公民の民族教育の保障に関する請願(第一〇〇〇号)

〇ローマ字統一促進に関する請願(第一〇二二号)

〇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律改正に関する請願(第一二二九号)

〇義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第一二四四号)(第一二四四号)(第一二八五号)

(第一二八六号)(第一二八七号)(第一二八八号)

(第一二八九号)(第一四五六号)(第一四八〇号)

(第一四八一号)(第一九一五号)(第三二四〇号)

〇ローマ字に関する請願(第一四一五号)

〇戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(第一四四六号)

〇司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第二三三二号)(第二四四〇号)

(第二六一六号)(第二七五七号)(第三〇三七号)

(第三一五七号)(第三一五八号)(第三二〇六号)

(第三二〇七号)(第三二三八号)(第三二三九号)

(第三四四四号)(第三四四六号)(第三六一一〇号)

(第三六四三三号)(第三六九三三号)(第三七四三三号)

(第三八二四四号)(第三八八六号)(第四〇一九号)

(第四一五七号)

〇国立大学の授業料値上げ反対並びに米軍の大学への資金導入反対等に関する請願(第二三三二号)

〇学校警備員設置に関する請願(第二四四三三号)

(第二四四四号)(第二四四五号)

〇公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)(第四〇二〇号)

〇国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)

(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)

(第三四五〇号)(第三四五二号)(第三五九四号)

〇学校教育費の財源措置に関する請願(第三四三八号)(第三六二七号)

〇自閉症児の教育施設等の整備に関する請願(第三五〇〇号)

〇へき地教育振興に関する請願(第三六一九号)

〇公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願(第三六三四号)(第三八二五号)(第三八二六号)

(第三九二二号)(第三九五三三号)(第三九五七号)

(第三九五五号)(第三九五六号)(第三九五七号)

(第三九五八号)(第三九五九号)(第三九六〇号)

(第三九六一号)(第三九六二号)(第三九六三三号)

(第三九六四号)(第三九六五号)(第四〇二二一〇号)

(第四一五九号)(第四一六〇号)(第四一六一一〇号)

(第四一六二二〇号)(第四一六三三〇号)

〇公立学校職員の時間外勤務手当支給に関する請願(第三七八四号)

〇国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する請願(第三八四〇号)(第四一五八号)

〇女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願(第四〇二二〇号)(第四〇二二三〇号)(第四一六四号)

(第四一六五号)(第四一六六号)(第四一六七号)

(第四一六八号)(第四一六九号)(第四一七〇号)

(第四一七一〇号)(第四一七二二〇号)(第四一七三三〇号)

(第四一七四四〇号)(第四一七五五〇号)(第四一七六六〇号)

(第四一七七七〇号)

〇奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願(第四一七七号)(第四一七八号)(第四一七九号)

(第四一八〇号)(第四一八一〇号)(第四一八二二〇号)

(第四一八三三〇号)(第四一八四四〇号)(第四一八五五〇号)

(第四一八六六〇号)(第四一八七七〇号)(第四一八八八〇号)

〇継続調査要求に関する件

〇委員派遣承認要求に関する件

〇委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

七月十七日、戸田菊雄君が委員を辞任され、その補欠として成瀬隆治君が選任されました。また、十八日、重宗雄三君が委員を辞任され、その補欠として鬼丸勝之君が選任されました。

〇委員長(大谷藤之助君) 日本学術振興会法案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。御木文部大臣。

〇国務大臣(御木文部大臣) このたび政府から提出いたしました日本学術振興会法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

学術の急速な進歩とその影響力の飛躍的な増大とは、現代世界の著しい特色であり、このような動向を反映して諸外国は、学術の振興につき国として各種の方法手段を通じ、多角的かつ効率的な施策を講じつつあり、わが国においても学術の振興をはかることはいまや国に課せられた重要な責務であると考えます。一方、最近の学術研究の急速な進展に伴い、共同研究を通じての研究の組織化、国際化の傾向が強まるとともに、また研究の規模も拡大の一途をたどっております。

このような研究活動の態様の変化、発展に即応し、学術研究の助成、研究環境の整備、学術に関する国際協力の促進、研究者の養成確保等、各般にわたる国として一そう積極的な有効適切な施策を講じ、体制を整備して、学術振興に関する諸事業を推進することは、学界はじめ各方面から強く要請されているところであります。

ところで、これら学術振興に関する事業のうちには、弾力的に運営をはかる必要のあるものがあり、その性格にかんがみ、国が直接実施するより

もむしろ法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが実際上多いのでありまして、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切妥当と考え、特殊法人日本学術振興会を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、特殊法人日本学術振興会設立の目的を定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。すなわち、第一に、日本学術振興会は法人といたしますとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進、その他学術の振興に関する事業を行ない、もって学術の進展に寄与することをその目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。その第一は、共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給することであり、業務の第二は、学術と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこととあります。業務の第三は、学術に関する国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこととあります。業務の第四は、優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給することとあります。

業務の第五は、学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用し、及び学術に関する研究成果を普及することとあります。なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることとしております。

第三に、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置

もむしる法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが実際上多いのでありまして、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切妥当と考え、特殊法人日本学術振興会を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、特殊法人日本学術振興会設立の目的を定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。すなわち、第一に、日本学術振興会は法人といたしますとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進、その他学術の振興に関する事業を行ない、もって学術の進展に寄与することをその目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。その第一は、共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給することであり、業務の第二は、学術と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこととあります。業務の第三は、学術に関する国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこととあります。業務の第四は、優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給することとあります。

業務の第五は、学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用し、及び学術に関する研究成果を普及することとあります。なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることとしております。

第三に、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置

もむしる法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが実際上多いのでありまして、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切妥当と考え、特殊法人日本学術振興会を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、特殊法人日本学術振興会設立の目的を定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。すなわち、第一に、日本学術振興会は法人といたしますとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進、その他学術の振興に関する事業を行ない、もって学術の進展に寄与することをその目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。その第一は、共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給することであり、業務の第二は、学術と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこととあります。業務の第三は、学術に関する国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこととあります。業務の第四は、優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給することとあります。

国の方針でありますとか、そういう形で産学協同

というのを強く打ち出します場合、もちろん資金面ということもありましよう、その他の政策から。いまだ大臣の御答弁によりますと、あくまでも基本方針は学術会議である、それからまた従来学術会議の実施面としての財団法人であるという法人が特殊法人になつても、そういう性格を変えないようなといいますか、基本的には学者の協力による判断によつて運用していくのだ、こういう趣旨でありますけれども、そういったしつと、産業界が科学を隷属させるといいますか、従属をさせるという形にはならないという趣旨だと私は伺つたのでありますけれども、趣旨はそうだといたしますと、具体的に、たとえば何かやはり学者、研究者のほうが上にあつて、産業界をリードするといひますか、そういう形に持つていくために機構上何か考へておることがあつたらお聞かせいただきたい。

○政府委員(天城勲君) 御指摘の点につきまして、学振のあつせんいたします産学協同の事業は学者と産業界の方が純粹に學術上の問題を中心にして協力し合へるという体制を考へておりまして、従来もやつてまいりました具体的な様子から申し上げますと、テーマごとに委員会を設置いたしますが、委員会の委員長は原則として学者側が当たつております。それに民間の技術者と研究者、それから大学あるいは研究所の研究者が集まりまして、一種のシンポジウムあるいは共同研究方式等を使いながら、それぞれのテーマを進めていくというやり方をいたしております。御指摘のように一方的に流れるということはいままでも十分注意しておりますこととございまして、ただいま申し上げたような方針によりまして、今後、このねらつてゐる本来のいわゆる産学協同研究の実があげられるということを期待いたしております。

○鈴木力君 いまのおっしゃる趣旨はよくわかるのでありますけれども、この法案を読みますと、そういう向きのところはなかなか読みとれない。ですから、たとえば私もこの法案を拝見をいた

しまして、十八条ですか、十八条のこの評議員会の権限等を見てみましても、單なる諮問機関だ。この学術会議との関係についてはあとで伺ひまされども、この機構それ自体を見ましても、役員会というのがあります。その評議員会はいわゆる諮問機関になつております。そういったしつと、この役員会——役員会といひますか振興会自体の意思によつて、かりに評議員会に学者がおる、しかし開きたくない場合には評議員会に諮問しなければ永久に——永久にというのは極端でありますけれども、ほとんど評議員会も開かなくてもやれる。こういうような仕組みに、勘ぐつてみるとそういうふうに見える。それからまた評議員会の構成等につきましても、大臣はいま学者の優位といひますか、基本的には学者の協力による判断によつていろいろ運用していく、そういう基本的な御答弁があらりましたけれども、場合によりますと、そのときから、あとの若干の数は政府側から、そして学者側のほうが数が少なくなる、こういうことだつて可能になりますと、私はやはりこの評議員会の権限というようなものを、いまおっしゃつたような趣旨であるといふれば、この法文の上でももう少し明らかにしておく必要があるやうな気がいたしますけれども、そういう点につきましては、たとへばこの評議員会の構成なり機構なりあるいは運営なり権限なりということについては、單なる諮問機関として考へておるのか。それからまた構成については、大臣の権限によつて自在に構成をしていくというそういう道を歩もうとするのか、具体的にどういふことを考へていられるのか、これは具体的にやろうとしておる、お考へになつてゐることを伺ひたい。

○国務大臣(羽本亨弘君) これはまあこの法案の作成過程におきまして、いままでの特殊法人の法案のつくり方というものに、いろいろそれにのつとつて、形にはめてつくつたということにつきま

しては、私も全くそういう感じがいたします。学術振興会は一つの學術の振興のためにつくる特殊法人でございますから、普通の特殊法人とは異なり、やはりそういう學術の自主的な學問研究を阻害することのないやうな面を考慮して、特殊法人としては多少異なる法の体系を考へるべきであつたかと思つてございしますが、しかしこの法のきめ方は、そういうまあニュアンスはいたしたのでございまして、實際問題としてしましては、私どもは、この振興会を、いよいよ法律が通りますと、設立準備会をつくる。それにはまあわれわれの十分意見を聞かなければならぬ方にひとつ集まつていただいて意見を聞き、またその組織構成等につきましても十分相談をして、この設立をやつていこうと。それから評議員の問題につきましても、これももともとこの事業そのものをやるのではないので、援助、學術研究を奨励するのでございまして、こういう事業をやるかやめぬかという点については、さきにも申しましたように、事業をやる大綱については学術会議の権限に基いてやつておるのでございまして、内部的にまあ援助のいろいろな方法についての御相談でございまして、そういういわゆる利害対立するといふ面は実は想像してゐなかつたのでございまして、しかし、やはりいま申しましたやうに、規定上は一方的にやらないでも、いわゆる諮問しなければ何もしないといふやうな規定のしかたになつておりますので、こういう点については相当考慮すべきであつたと思ひます。

○鈴木力君 それでは念を押しておきますけれども、いまの十八条の評議員会については、あとで学術会議との関係にも触れるわけですが、あつてもそれはあと回しにしまして、少なくとも大臣の意思としてしましては、評議員を選任する場合にも、学者、研究者、いわばその代表である学術会議と相談をして選任する、それからまた構成の場合、さつき申しましたやうに財界側が強くなるのではないかと、あるいは政府側が強くなるのではないかと、あるいは心配があるわけですから、その心配を

評議員の構成の面でも除去しようとする御意思がある、こういうふうには確認してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(羽本亨弘君) まあこの事業は、かつて財団法人学術振興会でございました場合に、先ほど申し上げましたやうに、大体財界からの寄付金によつて運営されておつた時代があつたわけでございます。そういう時代には、学術会議から最小限何名入れると、こういうことを評議員の構成上入れておかないと、実は財界ばかりの評議員になつてしまふといふおそれがあつたと思つたのでございまして、現段階におきましては、もう学術振興会のほとんどの、まあ一部分はこれは幾らか寄付に期待する面がございまして、事業の大半はこれは國が責任をもつて予算措置をいたすのでございまして、財界方面からそうたくさんの人を入れる必要はないと思ひます。ただこれを全然入れなくするかどうかといふことは、多少のいままでのつながりがございまして、産学協同研究の面もございまして、幾らかの方は——やはり絶対に一人も入れないといふことはいかかかと存じまして、多少入ると思ひますが、その大體の組織は、もはや財界の大多数を入れなければならぬといふ理由は全然ございせんので、その点は構成からいへば、学者を主体にしてやつてまいらうといふことになつたと思ひます。

○鈴木力君 時間がありませんので、焦点をもう少し伺ひますが、問題はやはりそうなつてまいりますと、従来の財団法人の振興会は学術会議のいわば実施面を担当する機関、いまこつたやうになつておると思つたわけですが、それがこの法案を読む限りにおいては、学術会議の実施面の役割りを果たす振興会といふのは、学術会議というものが完全に消えてしまつて、そして文部省の——文部省といふことばが悪いと思ひますけれども、政府の學術研究の政策の実施機関といふふうにしただうも読みとれないわけですが、そこで文面はそうなつておりますけれども、この法律を提案するときの趣旨において学術会議との関係をもう少し伺つて

おきたい。つまり、さきに申し上げましたように、さきの文部大臣の答弁にもありましたように、学術会議の実施機関、こういう形になっておれば、あるいは学者、研究者の協力によって判断を求めていく、そういう形でこれが事業をしていくということであり、したがって、たとえば学術会議法の第二条にあります、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」、この第二条の精神によって新しく生まれる特殊法人も運営されるもの、そういう解釈をしたいと思います。そう解釈をしてもよろしいかどうか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 実は衆議院でもこの点について触れましたが、学術会議はいま申されましたとおり、内外に対します日本の学術の代表機関として、政府に対しまして学術の振興の問題につきましても、学術会議の勧告を待ちまして政府が政策を遂行するという形をとられてまいっておるわけでございます。したがって、いままでも財団法人でございました場合もそうでございますが、特殊法人になりましたら、学術会議がこの学術振興に対します基本方針を文部省のほうに勧告をいたしまして、文部省がそれを受けて学術振興会の事業を予算化していく、こういう形をとってまいりますので、私も特別に学術会議から直接に事業についていろいろな勧告をするというのを法文上あらわしませんでも、政府内部の機構によりまして当然そうなる、こう一応解釈いたしておたのでございます。その点については私も当然のことでございますから、これを法文にあらわすということは差しつかえない問題だと思います。

○鈴木力君 たとえばこの法案にも出ておりますけれども、外国との学術の交流なり、研究の交流なり、こういう面があるわけです。最近よく伝えられておるところによりますと、世論で批判もされたりしておるわけですが、ある特定の国

の研究費が来てみたり、特定の国との交流が非常に太くて、そうして他の国との交流は非常に細い。中には他の国との交流はほとんど行なえないような状態にもなっておたり、こういう批判があるわけです。しかし、学術会議がいますように、科学技術研究の主体的な役割を果たすといえますと、学術会議には科学の国際協力についてという五原則を立てておるわけです。つまり科学の国際協力は平和への貢献を目的とすること、科学の国際協力は全世界的であるべきこと、科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと、科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわれるべきこと、また科学の国際協力についての成果は公開されるべきこと、この五原則というのが学術会議で決定してある原則なわけです。そういったしますと、この法案に盛り込まれている国際交流という問題につきましても、いま大臣がおっしゃったような趣旨からいいますと、特殊法人になつて、それぞれの事業をするにいたしまして、こういう五原則が基礎になった公平なといいますか、全世界的な、それから平和を基調にしたそういう立場での国際協力が、あるいは国際交流が行なわれる。そうなければならぬということも確認できるわけでございます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 全く学術会議の五原則の線に沿ひまして、振興会は国際協力をやってくべきものだと思えます。特定のところと一応協力体制ができておりますけれども、特定のところだけを考へておるわけじゃございません。全世界をやはり対象に学術の協力をやっていく、こういうことを考へておるわけでございます。

○鈴木力君 まだまだ問題はたくさんあると思うけれども、大体問題は具体的にこの場合にどうするということを逐一きめるといふことも非常に困難な問題であらうと思ひますが、基本的に何といたしてもいままでもやってまいりました学術会議と、それから財団法人の振興会との関係、それに特殊法人としてより強力に事業を援助していく、より強力な団体にするという趣旨でありますか

ら、精神は変わらないが、機構が変わつて強力にしていける、こういう趣旨だと承りましたので、そのうであるといひますと、学術会議との関係においては、もっと明らかに私は伺っておきたいと思ひます。つまり、それは具体的に伺ひますけれども、たとえば役員選任につきましても、法案によりまして文部大臣が任命をする、これ以外には何もありません。そしてまた役員は客観的なものがあるわけであり、これはいろいろ客観的な任命権だけでいくということになれば、先ほどから私が多少問題点として指摘いたしましたことが、これは問題としてさらに拡大する可能性もあるわけであり、私はそこで実際にこの法案を出しますときに、役員選任につきましても、学術会議と相談をする意思があつたのかどうか、そのことをまず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) たとえば会長、理事長等の人事の決定のしかたでございまして、学術振興会の性格上、国の内外につきましても、学問的にも、また法人の管理面におきましても、十分信頼のおけるりっぱな人物を選ばなければならぬ。それにはぜひとも学者の中にも相当信頼度の高い人をお選びしなかならぬと思つております。したがって、この振興会法が国会を通過いたしました際には、相当の時間を、通過いたしましたと同時に準備体制に入るわけでございまして、その準備段階におきまして、設立準備委員会というものを文部省で持ちまして、もちろん、その中には学術会議の代表者も数人お入りいたして、そして今後の業務の運営から、またどういう方を会長にし、理事長にしたいか、そういう面を一切あげてそこで御相談申し上げまして、この人選をしていこう、こう計画いたしておたのでございまして、また実際そうすることが私は一番正しいことではないかといふも考へておるわけでございます。

○鈴木力君 この法案に対して私も非常に危

惧の念を持ちますのは、心配をしまひたいのは、いま大臣が答弁をされましたら、たとえば役員を選ぶ場合にも、学者の信頼度の高い人ということをおっしゃいました。これはその限りにおいてはそのとおりだと思ひますけれども、いろいろとだんだんに固がいろいろなところに権力を持つてくる形になりますと、信頼度というそのことばの意味が学者側の信頼度という意味もあるし、国側のほうから見た信頼度という意味もあるわけであり、それから、そのところが私も非常に重要な角度だと思ふ。先ほど指摘申し上げましたように、文部大臣がいま御答弁で、いろいろと御相談をされるおっしゃるから、その真意は別といたしまして、文章で読んだ限りにおいては文部大臣が任命するのだと、そのときに信頼度のある人、こういうことになりまして、ますます不安になつてくるわけでありまして、その信頼度のある人、学者、研究者が互いに信頼を合つていく、そういう意味にせひこれは持つていくようにお願いを申し上げたい。これはもう私のほうからは強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

それからいまお話を伺ひましたこの設立準備委員会に学術会議からも入れる、このことはよくわかります。ただ、私はこの法案をつくるときに、設立準備委員会に学者側の代表を入れたからというだけではなしに、私はやはりその次の段階まで、将来とも設立したあとずっと運営をしていく場合に、役員というものは永久にありませんから、任期は二年であります。そういたしますと、役員の更改のたびにでもやはりこの上位にある学術会議と相談をしていく、学術会議という機関の意思というものを相当に尊重していくということが運営上ぜひ必要だと思ふのです。先ほどは設立準備委員会というところで具体的にやりかたを、こう伺ひましたが、そのあとについてもひとつつけ加えてお答えいただきたい。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 前のは御要望だけというわけでございしますが、しかしこの学術振興会の

業務の一番大事などころは、實際実施いたします場合に、学者の判断力にお願いするということに主たる業務の内容でございます。したがって、学者の御協力をいただけるような方がこの会長にならなければ業務一切がこれストップになるおそれがございます。そういう意味合いにおきまして、学者の信頼を得る方であればこの会長には適任者でないと言わなければなりません。それからそういう意味合いがございまして、将来にわたりますとも、当然にこの学術会議等と十分な連絡をして文部大臣が真摯に——国の一方的な考え方では会長のきめていくということとは将来にわたって絶対になく断言してはばからないと思ひます。

○鈴木力君 つけ加えてもう一つだけ伺ひたいのですが、役員選任について、これはもう伝えられるといひますか、伝えられるところで正確ではありせんけれども、政府が特殊法人なり、あるいは公社、公団なり団体等をつくり出す場合に、天下り人事というのが非常に大きな問題になつております。でありますから、ある勘ぐる人たちは、文部省がこの特殊法人をつくるのは、先ほど申し上げましたように、予算の面については将来の構想を伺ひましたので、まずわかりましたけれども、そういうところとかねあわせますと、文部省はまたこの法人に対して天下りの人事を予定しているのではないかとこのように勘ぐつて見る向きもあるわけですね。そういうことはどう言へばいいのかな、天下りというようなことは考へてゐるのかないのかと聞いたほうが一番正確かと思ひますが、はつきり御答弁いただきたい。

○小野明君 関連。ちょうど天下り人事という問題が出ておりました、この公社公団の整理という方向にもかかわらず、やはりなかなか整理できない。この法案は、もちろんこの振興会というものは行管の意見もお聞きになった上で、了解を得て提案をされておると理解をしますのでありますけれども、その問題と関連をいたしまして、この法律は公布の日から施行と、こうなつておるのである

ら、ほぼ大臣のほうで予算規模というものについて腹案がおりになるであらうと思つてあります。この予算の規模、それと三十条に「役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準」と、こういう項があるわけでありまして、それでこの役員の給与並びに退職手当の基準、職員は別にいたしまして、これがどういふものであるか、ひとつお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 会長は非常勤職でございます。したがって、フルタイムの給与は予定しておりません。それから理事長は予算上の予定としては二十万から二十一万という幅のあるものを一応積算いたしております。それから理事は常勤の場合が二十万、監事は常勤の場合十七万五千というのを一応予算上の見積りとして定めております。

○小野明君 退職手当の基準並びにこの法人の予算概要、それもあわせてお尋ねをいたしておきたい。○政府委員(天城勲君) これは他の特殊法人、大體文部省で教育会館等とか、競技場、この役職員の退職手当のベースを予定しております。現在のところ、これが発足いたしますと、そういう給与上の基準をこれも定めますので、現在の考え方としては、他の特殊法人の役職員の退職手当のベースをとつていこうと考えておるわけでございます。したがって、金額がここで幾らというふうにきめるわけございません。なお、他の例で申しますと、俸給月額額の百分の六五以内を月にかけて計算した金額というふうな規定がございまして、そういうものに合せて今後退職手当の基準を定めるつもりでございます。

○国務大臣(鈴木力君) それから先ほどの関連でございますが、さつき鈴木委員からちよつと質問があつた点、人事に關しましては全く白紙でございまして、設立準備委員会と十分相談をいたしてやるつもりでございます。天下りの考え方は毛頭持っておりません。

○小野明君 どうも局長、私の聞いてゐることを

ぴしゃつとあなたは答えてもらわなければ困りますよ。予算の規模は一体幾らになるのか、それと他の特殊法人の計算のしかた、いろいろあるでしょう。しかし、この法人としては、ここに書いてあるように退職手当の支給の基準、これを書いておるわけですから、その腹案はどうか、こう聞いておるわけですね。この法人についてどうなのか。

○政府委員(天城勲君) 四十二年度の予算でございますが、一応予定しております数字でございますが、三億三千四百九十三万六千円というのを、現在のところ財団法人のベースを前提におきまして、考へております。これには国庫の補助金が三億三千万組まれております。

それから退職手当の問題でございますが、基準を定めることとしまして、現在あらかじめ退職手当を幾ら組むというやり方をこの法人もしておるわけでございます。この法律で言っておりますのは、基準を定めるといふことでございまして、基準につきましては、他の特殊法人の退職手当のベースを大體踏襲するであらうといふことを申し上げたわけでございます。

○鈴木力君 そこで、その人事についてはわかりました。もう一つだけ、いまの関係について伺ひたいのですが、これは法律では非常なむずかしいことだと思ひますけれども、事実上は、たとえば業務に關する連絡——連絡といひますか、学術会議等の関係、こういう場合には、おそらく振興会が財団法人であつたような関係で直接学術会議との連絡、こういうこともあると思ひます。こういう場合にどういふ機關をつくつて連絡をするか、こういうことについても、つくる場合には考へなければならぬことだと思ひますが、私はいまだどういふ機關をつくるかといふことを伺ひするのではなしに、そういう機關を設けて連絡をさせる意思があるかどうか、こういう配慮をされてゐるかどうか、このことだけをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木力君) 振興会の業務の決定につきましては、学術会議の勧告に基づいてやりますので、いま現に行なつております業務を拡張するとか、あるいはまたこれ以外のものを振興会にやらせるというような場合には学術会議の主として勧告に基づいてやりますが、御相談してやるわけでございます。

それから内容の事務、たとえばある特定の選定をいたしますときに、どういふ学者を委員会に選ぶとか、いろいろ学者の御協力をいただかなきやなりませんから、これは学術会議と常に密接に連絡して学者等に御依頼をするという形をとるわけでございます。これはこの前こゝでは申し上げませんでした。衆議院でははつきり申し上げましたように、連絡会議を常時に持ちまして、そういうことを御相談してまいらうといふことをはつきりお約束いたしておるわけでございます。

○鈴木力君 最後にひとつ御要望申し上げておきたいと思ひます。実はきょう大臣に持つてきてお目にかけようと思つたのでありますけれども、私のところにも、あるいは大臣のところにもきておると思ひますが、連日学者や研究者の人たちから、この法案が提案されて以来非常に不安になつておる。したがって、この法案については通して

くれるなどという御意思の文書が私のところにもきておるわけですね。きょうあたりも積めばこれほどに——特に若い学者の人たちの署名をしたものなども届いておるといふような状態であります。私はそういう学者の人たちが心配をしてゐる諸点といふのは、いま御質問で申し上げましたような、法律を読みますと、非常に文部大臣の権限が強く

なつて、そして学術会議がきつんでしまふ、あるいは学者、研究者という立場がどこか優位性を失つてしまふ、そういうところに科学、学術研究の国家統制が強化されるのじやないかといふ心配が非常に強い。そういうふうには私は受け取つておつたわけですね。それからまたたとえば産学協同でありますとか、あるいは外国との連絡、交流で

ありますとか、それも先ほど申し上げましたよう

ないろい不安がやはりまだ残っておるといふことは、これは私はどうしても無視することができないと思ひます。したがひまして、こういう問題についていま御質問申し上げましたところが、大臣はそういう心配がない、そういうことは別の全くこの学術会議を従来のとおりに位置づけて、学術会議の意思によつてといひますか、学術会議の意思を尊重して、それぞれ組織なり運営なり機構なり業務なりというものをやつていられるという配慮があるわけでありまして、将来の運営につきましてもそういう制度はきちつとなさつて、また運営につきましてもかりそめにも、学者たちの間でもいろいろ小委員会やそういう機構もつくるでありまして、そういうときに政府側からこの人が望ましからず、排除せよというふうな、かりそめにもそういうことをやらせることによつて、学者、研究者をおこしたり、悲しましたり、そういうことのないような配慮は、運営につきましても考えられて、そういう安心感を与えて、何といひますか、積極的に自由に研究に突っ込んで行かれるようにという体制をつくる、そういう機構をも具体的に研究をされて、少なくとも学術研究機関でありますから、どこからついでみても非民主的なところというのは一点もないといふものをぜひ具体的にあらわして進めていっていただきたい、このことを御要望申し上げます。

○委員長(大谷藤之助君) ちよつと速記とめて。(速記中止)

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○小林武君 若干文部大臣にお尋ねをしておきたいのですけれども、学術振興というものを解釈をする場合に、大ざつばな分け方で自然科学だけを考へていますか。

○国務大臣(朝木亨弘君) 自然科学、人文、社会、全部学術とこう考へております。

○小林武君 これを見ますといふと、この研究、たとえば学術振興会のいままでの例を見ますといふと、これはいま大臣のおっしゃつたような一切

のものが入っていないのです。将来これは振興会が取り上げる内容はもつと広げられるということですか。

○国務大臣(朝木亨弘君) たとえば研究助成でございますとか、研究員の助成でございます。これは自然科学に限つていないわけでございます。

○小林武君 時間を取らないようにお互いに申し合はせておられますから、これは私は学術振興会概要というものを手に取つて申し上げておるのです。それならば、将来の学術振興のしかたについては、これは大臣の御答弁とは違つたやうな形をとつておられると思ひますから、そういうことについては今後御配慮いただけるものだと考えますから、その点についてはひとつ具体的にそういうふうにお進めいただきたい。

それからもう一つ、昭和二十四年に日本学術振興会維持会というものが組織されておつたが、これはどういふ仕事をやつておつたのでありますか。

○国務大臣(朝木亨弘君) これは主として産業界とタイアップしてやります。産学協同の研究をやるために、産業界の維持会員というものをつくりまして、その会費制度で寄付金を拠出してもらつて、それで振興会の業務を遂行しておつた、いわゆる後援団体の維持団体のやうなものでござい

ます。

○小林武君 産学協同のための一つのまあ財源の捻出のためと、こういうふうな理解してよろしいですね。で、そのことについてここでかれこれ申し上げませんが、この点について一体財政上どの程度占めておたかといふことについては、私どもも資料の中にはないわけですが、この説明をいまここで求めようと思ひません。思ひませんが、そういう点についてはやはりあとで資料として、予算全体の規模はどのくらいであつて、収入はどういふふうになつておつたかといふことを明らかにしないといふと、これはまずいと思ひます。その点はひとつ御要望申し上げますから、資料をひとつお出しただきたい、過去のものを。

それから、今後、先ほど来のお話のように、学

術といふやうなものをもつと広範な観点に立つてこれの振興をはかるといふ御所存であるならば、それについてのやはり一応の見通しといふものは出さなければ意味がないように思ひます。これはきつめて限られた一部門だと思ひますから……。

それから私は、金の出し方の問題でちよつと御要望申し上げたいのですが、これは昭和三十四年度までは政府補助金というものはわりあいに少なかった。それが昭和三十四年に一挙に二千万円に

なつた、こうここに書いてあるのです。ところが、池田・ケネディ会談の共同声明に基づく日米科学協力研究事業を、日本は管理機関として本会が担当するようになったときに、政府補助金とい

うのはこの面に対して昭和三十八年には一億五千万、三十九年、四十一年度には二億円の交付を受けている。私は何か、やはりここに金の出し方

についての——これは日米がついていけるからぼくが反対するとか何とかいう意味じゃない。やはり出せば出せる。ケネディと話をしたから学術振興会に金を出したといふ問題じゃなくて、私はやはり学術に關しては思ひ切つた金の出し方といふもの

を、やればやれるのであるから、今後この法律案がもし通つて、やうになつたら、思ひ切つた施策といふものを、金の出し方の面からおやり

になる必要があるのじゃないか。これは私の意見だけを申し上げて、またあとで予算の問題は、来年もあることですから、皆さん方のそれに対する

熱意のほどを御期待申し上げたいと思ひます。

もう一つ、これはどなたか質問なさつたかどうか

かわかりませんが、事務局体制ですね。これは役員体制といふこともたいへんこれは会の振興のために、優秀な仕事の進展のために役立つわけ

ですけれども、一体現在の学術振興会といふものの事務局体制といふのはどんなことになつてい

るんですか。まあはなはだ悪いけれども、十分に

会を活動的にするやうな陣容といふものがあるのかどうかといふことについては、実はこれはちよつとわからないのです。この資料だけで、それについてちよつと御説明をいただいて、

これがもし今度特殊法人となつた場合には、一体どういふ体制をしくといふことについて、何か前の場合との間に変化が起るならば、その点の御説明を若干いただきたい。

○政府委員(天城勲君) 率直に申しまして、現在の財団法人におきます事務体制と申しますが、能力は必ずしも十分でございせん。これはいろいろ沿革的なこともございせん、また給与の關係等もございまして、一言で言つて、十分働けるやうな方を適当な待遇で迎えるだけの体制ができてない点が一つ私たちが残念なところと思つてお

ります。人員としては現在二十八名でございせんけれども、それからもう一つは、今度予算的には三十六名まで拡充できる用意はいたしておりますが、同時に全体の組織が、理事者關係も非常勤の方

が奉仕的と申しますか、お仕事のある方にやつていただいている關係もございまして、ほとんど責任のある方が非常勤のような状況もございまして、事務的には率直に言つて十分と私たちが考へて

おりません。今後は組織もきちつと整へまして、これは仕事の面でございますので、事務的に機能の方をそれぞれのポストに迎へたい、かように考へております。

○小林武君 ここであまりこまかいことは申し上げたくありませんけれども、あなたの答弁だけでは、これからどんなに強力になるかといふことの説明にはなつていないですね。そこで私が申し上げるのは、二十八人だ、そして二十八人が何人になるかわかりませんが、それはあとでいいです。ひとつ十分案をつくつて、通らなければやる必要はないのですから、通つたら早速にそういうものを見せてもらいたい。本来は通るまでに予算はどのくらいかかつて、人件費がどうだといふことになるわけですが、これがはつきりしていなければなら

ませんけれども、これは問ひません。

ただ私は、学術振興会法を通すにあつて、一体職員

の人員構成といふものはどうであるかといふことについては、一つの見解がなければいかんと思ひます。これはたとえば文化財行政をやる

と

にあつて、私は文化財の職員というものを見た場合に、この面にもっとやはり人間を置くべきだ、専門家のあれを置くべきだという考えを多少私は持っている。だから學術振興の特殊法人をつくる場合に、いわゆる事務系統の人だけではなくて、私のしろと観だけれども、いわゆる研究者といわれるような人たちが相当大幅にここに入らなければ、これは単なる事務的なものでいくというふうなことになる、発展の余地もないし、皆さんが期待されるほどこれはうまくいかないような気がするのですが、そういう点についてはどうなんですか。文部大臣は今後抜本的に人事面からひとつ大きくどうかしてやろうというふうな御意図をお持ちなんですか。あつたらひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 事務そのものは、法人自体が研究機関でございせんので、實際上の研究者を常勤でお迎えするということは、事務組織としてはなかなか困難じゃないかと思ひますが、しかし、業務の内容について、研究者を助成する意味におきまして、相当学者の御協力をいただかなければなりません。これはどういふ形になりますか、御協力をいただけるような形を今後考えていかなければならないと思ひますが、その形式その他につきましては、これから設立いたしましたから、いろいろ会においても考慮していただきたいと思つております。

○小林武君 これでもやめますけれども、私は大体においてそういう態度は若干不満なんです。特殊法人にしたらこのくらいの陣容をもつてやるといふことを、實際問題として私は事務を担当する人たちの力というものは、必ずしも非常勤の人たちの会議や何かできることよりも、ずっと仕事を實際運営上においては大きなあれがあると思うのです。その場合に、こういう仕事をやる場合に、一体この方面に対する知識がなくて、間に合はせの人事をやつていった場合には、全く活動というものができないのじゃないか。私は若干以前においてそういうことを聞いたことがあるわけ

す。いまの事務部局の問題について、二十八人という数がいかにどうかということは、その中の二十八人が一体どういふ人間が配置されているかという点について、私はかなりあれではできないという声も聞かないわけじゃない。しかし、いまここで長々とそういうことは言ひません。言ひませんけれども、文部大臣に御要望申し上げるのには、もしこれが通つてやるといふ場合には、これは相当その面での思い切つたやっばり措置をとらなければできないのではないかと申す。どこかの借りものを借りてきてちよつとその頭へ乗つたとか、あるいはどこから余つたものをそこへ持つていつてやると、島流しの場所みただと、これはちよつと口は悪いけれども、そういうような人事をここでやるのだつたら、私はこれは重大だと思ふ。こう申すのです。その点については前の質問者がそれぞれ重要な点についてお尋ねしましたから私は申し上げませんが、以上のことについては十分御検討いただいて、後刻われわれにお示しください。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(大谷藤之助君) 速記を始めて。

○柏原ヤス君 この法案を拝見いたしました、日本學術振興会というものが問題になります、この振興会は三十五年の歴史を持つて今日までまいりました。それを今回特に特殊法人としなければならぬという理由をお伺ひいたしたいわけですが、この提案理由を読みますと、一口に言へば學術の振興をはかるためである、そしてもう少し詳しく言へば、いろいろここに提案理由に書かれておられますけれども、特に特殊法人としなければならぬという理由について、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 先ほど実は先生お見えになられる前に鈴木委員からその点はございまして、私としては相当詳しく、いままでの沿革から申し上げたつもりでございします。一言にして申し

上げますれば、いままでも財団法人でございました時代は、ほとんど国が直接的な関与をいたしておりました、それが最近に至りまして、非常に日本學術會議の勧告に基づいてたいへん業務が拡張してまいりました、それがほとんど国の予算で、国の責任においてやらなければならぬという面が強く出てまいりました。それでその点から言へば、公的性質が非常に強くなつてまいりました。だが、その業務の内容につきましては、これは直接国がいたしますよりも、学者の判断におまかせして、實際の学問の自由を守つていく、学問の自由を尊重するという意味合いにおきまして、政府以外の法人にしておくべきであるというので、公的性質を持ち、しかも業務内容については一般の学者の御参加を願うという意味で、特殊法人ということが一番適當であると私も考えたからでございします。

○柏原ヤス君 今回のこの法案は、今後の學術振興のために国内的にも國際的にも重大な影響を与える法案であると思ひます。この学問の研究は外部の圧力などによつて拘束されるものでもなく、自由と自主性というものが保障されなければならぬ。したがつて、今後この學術振興会に対する基本的な姿勢を大臣の所見としてお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 特殊法人といたしましたのは、まあほとんどこの法人の經費は国の予算でございします、これは國民の血税でございしますから、その使途については私も責任を持たなければなりません。しかし、實際上の學術振興の具体的な業務の遂行にあたりましては、あくまで学者の自主性を尊重いたしまして業務を遂行していただく。これに対して私も文部省として、その内容に干渉をいたすということは絶対にいたす意思はございません。

○柏原ヤス君 本法案の第八条、第九条、第十条などを見ますと、人事、指揮監督などすべて文部大臣によつて一方的に決定されるように拝見いたしますが、この点について、一部から官僚統制の

おそれがあると言われておりますが、この点どのようにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) この点について、鈴木委員にも先ほど申し上げましたが、これは特殊法人の例にならないうして、この型をとつたのでございします。やはり學術振興会としては、もう少し異なつた規定の方があつたかと思ひますけれども、ただ私もあつたか、こういう規定はございしますけれども、人事その他業務につきましても、十分學術會議と密接な連絡をとりまして、今後これを遂行してまいつて、やはりこの文部官僚の独断とか統制とかそういうことのないように、これを十分心がけていきたいと考えております。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のある方は、討論中にお述べを願ひます。

○楠正俊君 私は、本法案に対する各派共同提案にかゝる修正案を提出したいと存じます。まず、案文を朗讀いたします。

日本學術振興会法案に対する修正案  
日本學術振興会法案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十二条―第三十四条」を「第三十二條―第三十五條」に、「第三十五條―第三十六條」を「第三十六條―第三十七條」に、「第三十七條―第三十九條」を「第三十八條―第四十條」に改める。

第十八條に次の一項を加える。  
4 評議員会は、振興会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることが出来る。  
第三十九條を第四十條とし、第三十八條を第三十九條とし、第三十七條を第三十八條とする。

第七章第三十六條を第三十七條とし、第三十五條を第三十六條とする。

第六章第三十四條の次に次の一條を加える。

(日本學術會議との連絡)

第三十五條 文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に關し、日本學術會議と緊密な連絡を図るものとする。

修正の第一點は、評議員會が、業務の運営につき、會長の諮問事項を審議するほか、會長に対して意見を述べることができるとしたものである。

第二點は、文部大臣が振興会の組織及び業務の運営に關し、日本學術會議と連絡を密にすべきことを規定したものであります。

何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより日本學術振興會法案について採決に入ります。

まず、討論中にありました楠君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、修正案は可決されました。

次に、たゞいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決

すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記とめて。

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○委員長(大谷藤之助君) 国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に關する法律案、日本育英會法の一部を改正する法律案、日本育英會が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律案、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案、産業教育手当法案、へき地教育振興法の一部を改正する法律案、産炭地域における公立の小學校及び中学校の學級編制及び教職員設置に關する特別措置等に關する法律案を一括して議題といたします。以上八法案に對し、質疑のある方は順次御発言願います。

速記とめて。

(速記中止)

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○楠正俊君 最初に国立及び公立の学校の教員に對する研修手当の法律案について提案者の鈴木委員に御質問します。

この研修手当は、直接教員に渡すことになっておりますが、全国の教育長協議會の要望でも、學校に支給するほうが現実合つた合理的な制度だといふような意見が出ておりますが、この点に關して御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木力君 學校に研修費として予算化する、そういう考へ方と、個人的に支給するという考へ方

と二つあるわけですが、その個人に研修費として支給をするという考へ方に立ちましたのは、一つは、現在の教育行政が行なつておる教員の教育研究は非常に教員の主体的な、いわば自主的な研究を否定しておる面がたゞくさんあるわけですから、

それから、いまそういう体制にありますと、ときに、學校に研修費として支給をいたしますと、いわゆる官制の教育研究といふことはさらに強化をされますけれども、教師自身が自分の教育の仕事から生まれ出てくる必要によつて行なわれる自主研究といふのはその研修費が回らない、これが今日の現状であるわけでありまして、ところが教育の現場は、實際は研修といふのは非常に幅が広が

て、一々學校の研修という形でだけ行なえない面がたゞくさんあるわけでありまして、それが一つの根拠であります。

それからもう一つは、やはり研修費といふのは、これはいまの給与制度とも關係いたします。今日の給与制度が本給が一般行政職を基準とした給与制度でありまして、いわゆる教育職といふその業務と言ひますか、職務の内容に見合つた給与体系はまだ出てきてない。そういういたしますと、その給与体系を救済するにもやはり研修費といふことで救済する一部の役割りを果たさしたい、この

両面がございますけれども、主たる理由は、さきに申し上げました、いま行政が行なつておる研修、それ自身が教師の自主的な研修を殺しておる。この殺しておることによつて教育が魂がないとか、そういう批判を受けておるわけでありまして、

もっと教育を自発的に強い教育にするために、自主的研究を助成したい、それが提案の趣旨であります。

○楠正俊君 次に、もしお調べになつておられましたら、外国における研修制度と、それから研修費の制度、そういうことを御参考までに承つておきたい。

○鈴木力君 全部はありませんけれども、たとえばイギリスでは職責手当、地域手当、特殊學校勤務手当、宿直手当、兼職手当というのがあります

が、その中の職責手当といふのはこれは名前が違ひますけれども、やはり職務に對する手当という性格が相當含まれておるようでありまして、それからフランスでは、教職担当特別手当といふのがございいます。あるいはなお試験手当、試験委員手当、それから住宅手当、これはまあ他の公務員とも共通なようでありまして、そういうふう

に研修費と比較的に近いところになりますと、そういう手当があるようであります。それから西ドイツでは、特に研修關係の手当は私は見当たらないと思つておりますが、研修關係として見えるのは、あとソビエト連邦は特別奨励手当といふ中に、これは全部が直ちに研修費といふことにはならないと思ひますけれども、そういう趣旨のもの

が含まれておるというふうに見ます。それからベルギーには専門資格所有手当、この辺がやはりそういう性格が含まれておる。大体おもしろいところとすると、研修手当といふものはそういうところにあると思ひますが、なお、さきに申し上げました自主研究といふことになりまして、これは相當の法的な費用が、法的といひますか、旅行とか、いろいろそういう方面での援助はあるようでありますけれども、確かな統計等は持つておりません。

○楠正俊君 續いて鈴木委員に質問いたしますが、僻地教育振興法のほうですね、この法律で、級別指定基準を定める場合に、市町村の財政状況を考慮するといふことになっておりますが、その理由はどういふ理由かお聞かせ願ひたい。

○鈴木力君 僻地、いわゆる現在の僻地指定の學校のある市町村を見ますと、ほとんどの市町村は、もう非常に、財政力指数が二〇%未満といふのが四百一団体もある。それから二〇%から四〇%という市町村が七百八十六団体もある。これは私どもの調査では、圧倒的にやはりこの財政力の指数が僻地に行けば行くほど下がつておるといふことが言われると思ひます。そういう意味では僻地教育を振興するのには、その村の財政自体を相當に見てやるということが一つの級地決定として

は重要な要素である、こういうふうに見たわけでありませう。

○楠正俊君 次に僻地手当の支給率の引き上げと、それから最低保障額をこの法律で定めておりますが、その理由を御説明願います。

○鈴木力君 これは例を申し上げたほうがいいと思いますけれども、たとえば教育職の表でいいますと、三表、いわゆる義務制学校の職員の二等級の一号はいま一万八千七百円が本俸です。一級地といいたしますと、今日の手当では千八百七十円にしかならず、もういいたしますと、これに二〇％をかりに加えたといいたしても三百七十四円しかプラスになりませんから、いわゆる若い教師にとりましては今日の率だけをもつていたしますと、僻地手当というのは、僻地に行っているがゆえにという救済には非常に弱いわけでありませう。さりとて、しかしこれを全部何といひますか、平均額ということになりますと、これはまた相当の年配の教師も、いわゆる年齢構成というものが若いところから相当の年配まで必要な僻地教育が要求されているときでありますから、若い層だけ見てやっていると平均というわけにもまいらない。そこである一つの基準を考えたのが、大体その地域におります教師の収入の総平均というふうなもの、大体これは確たる全部を出しての精査した数字ではありませぬけれども、その辺までのところへは、すべて平均額のところまでは若い層ものばせていくべきである、こういう考え方に立ちまして、いわゆる最低保障額というのを設けたわけでございます。

○楠正俊君 次に、産業教育手当法案に対して、提案者の小林委員にお願い申し上げます。

この法律によりまして、産業教育を行なっている国公立の高等学校の教職員全員に手当を支給するということになっておりますが、普通課程の高校の教職員に対する影響が非常にあるわけなんです、この点について提案者の御意見を願ひいたします。

○小林武君 その影響というのを、私なりに解釈

して申し上げますが、二つぐらい考えられると思うのです。一つは産業教育をやっている者だけが手当をもらおうというのはおかしいじゃないかという考え方が、これは影響として出てくるかも知れぬから、これについては、産業教育振興法というのがある、それから手当を支給する法律があるわけですから、法律がある限りにおいてはこれは多少そういう法律に対する問題点を感ずるものはあってもこれはしかたがない。それからもう一つは、それはいい、手当のもらえるところへみな行こうということになるような影響です。たとえば農業高校へみな行ってしまうとか——普通科の教師はこれはそういうおそれ、そういう影響はないと思うのです。大体やはりどつちかという、人材難はむしろ産業高校のほうにあるんです。そこへ行っている先生が悪いというわけではないのです。そういう意味じゃないけれども、やはりいかに、希望者が私はないと思う。だから、いわゆるあなのおっしゃるの、何かそこには不満があるかとか、人間が片寄りやせぬかという御心配じゃないかと思ひますけれども、そういう点はいま私の回答で尽くされるのじゃないかと思ひます。

それから、特に私この際申し上げておきたいのでありますが、この産業手当の法律があるという立場に立つてまずものを考えていただくと同時に、一番問題点だと私思ひますのは、これを強く主張いたしますのは、一つの学校でも弱り切っているわけ、工業高校なら工業高校がおりますね。そうすると、そこでもらわぬのともうのとあるわけ、一般教科を担当している者はもらえない。そこで、いま実際に運営上どうやっていくかという、これは別なところから金を出しているのです。これは一々例をあげてやれないまま理由があるのですけれども、これを例をあげて、どこの学校はどうしたということは、私どもはかなりの数字を持つておるのですが、やると、何県のどこかということになると、税当を欠きますから、ただいま申し上げられませんが、

非常にずいぶんたくさん学校のともかくPTAその他から金を捻出してそうしてやる、やらなければ一つの学校の不公平さを解消することができない。そのことが、ひいては教育に影響するものだから、経営するものの悩みの種になつていく。だから私は産業教育手当というものが法律で現存しておいて、そういう問題が起つておるとすれば、私はそれに対してはつきりしたやはり金を出してやるべきだという考え方でこれを提案しておるわけなんです。

もう一つは、やはり片手落ちじゃないかということが一つあるのは、特殊教育の言や聾やその他特殊な教育に出て活躍したいということがある。それをそうしなければならぬからいろいろ教育しておる。それが産業教育という振興法のその法の中に明らかに規定されていながら、それを担当していてももらえないというところは、これは片手落ちじゃないか。やはりばくらに言わねば、むしろそういう少数の人間に苦勞をして教えている、だからといってやらないというほうが不当だと思はれるくらいに感ずるわけです。その二点がこの法律の中に入つておるわけです。これはあなたの御質問につけ加えて御理解をいただくために申し上げます。

○楠正俊君 いまのあれは併設校ですか。農業課程と普通課程、普通課程と工業課程というような併設校の場合ですね。その普通課程のほうには支給しないで工業課程や農業課程のほうには手当を支給するといったようなアンバランスですね、これはどうでございますか。

○小林武君 その場合、これはやはり見方はいろいろあると思ひます。たとえば併設の学校があつたときに、おまえは併設の学校のこの部を教えるというあれをもらっているわけではなく、それは毎年毎年変わります。大体ことしはどつちかであつて、これは教育の持つておる免許状とか、いろいろな要素を勘案してやるわけですから、だから私は併設校の場合には全員にやるのが

至当だと、こう思うのです。併設校は若干普通教科を持つておるほうが得だというふうな気持ちも起るけれども、これは何といひますか、任命のあれからくる点からいへば全員にやるべきだ。しかしながら、またその運営の面ではつきりそれが区別できるような場合には、私はまたそれに対してはつきりこれはおまえはこつちのほうにはいかないのだから、そつちのほうの担当のあれになつていないからやらないということも、一校の中で取り扱う余地はないとはいわれなかつたと思ひます。それは、しかしその点はやはり学校自体の中で検討すべき問題点ではないかと、併設校の場合にはですね。それから併設校でない場合には、先ほど言つたようにこれを全部やる、こういう考え方はです。

○楠正俊君 次に、小野委員に産炭地の問題で質問いたしますが、この法律は昭和四十六年三月三十一日に効力を失うという期限立法になつておりますが、その点、そのあたりに産炭地の問題が何か上向きに問題が解決するのか、そういう見通しについて御説明願ひます。

○小野明君 これは今度の国会でもきまつたのでありますけれども、石炭鉱業の臨時合理化措置法というのがありまして、昭和四十二年までになつておつたのが昭和四十五年に延期をされたわけなんです。というのは、まだこの期間にさらに合理化計画を進めなければならぬということで、この合理化計画の態様を申し上げますと、約八百万トンの合理化計画をして、人員につきまして約三万人、九州だけで約八千名ぐらいの整備になるわけでございます。そういうことでさらに石炭鉱業において合理化開山が長期にわたつて進められる、こういう一つは事態が発生しておるといふこと。同時に産炭地域の振興という面につきましても、審議会の答申なり、あるいは閣議の決定におきまして、これをさらに具体的な計画を立てて振興しなければならぬ、こういうことになつておりました。五年間にわたつてこの産炭地域の振興計画を立てなければならぬようになってお

るわけですが。実際に石炭鉱業における、あるいは産炭地域における諸問題の抜本的な解決をはかるために年限が五年間延長をされておるのでありますが、これにも見られますように、急速な合理化閉山の進行によりまして、一向に産炭地域の窮乏状態というのが改まっていない、なお強力な対策をしなければならぬ、こういうことが認識をされておるのであります。したがって、まあこの教育の面におきまして、そのワケからはずれぬものではなからぬのであります。やはり急速な児童生徒の減少、あるいは一人の賃金では食えませんが、夫婦共働きになる。したがって、まあ子供を見るものがないという実情、あるいは産炭地域の疲弊といった実情から、国の産炭地域における政策なり、石炭鉱業の政策に合わせまして、さらに産炭地の教育振興的な性格のものを延長しなければならぬし、この特別措置の立法化をお願いしたい、こういう趣旨であります。

○補正後君 この産炭地域の教育関係につきましては、行政措置として充て指導主事の増配とか、要保護、要保護生徒の就学援助費のかさ上げとか、それから教育施設費補助のかさ上げなど、いろんな措置が行政措置としてとられておりますから、特にこの法律を必要とするというようには、特にこれは時限立法でありますから思わないのですが、その点について御意見を伺いたいと思います。

○小野明君 確かに申し上げるような措置が実質的にはとられておりますけれども、これは特別措置ではないわけです。全国一律の措置によって配慮されておるのであります。特別措置ではない。何も施設のかさ上げなり、あるいは学用品の援助にいたしても、就学奨励の問題にいたしても、生活保護、要保護全体に適用するといふのであって、産炭地に特別措置をしておるといふ、こういうことではないのであります。それにいたしても、こういった措置が実質的に産炭地域に厚くなっておるといふことはもちろん私も認めておるのであります。で、例を充て指導

主事の増配という問題にとつて見ますと、この充て指導主事というのは地教委に勤務いたしておるわけですね、一つの地教委が五つないし六つの学校をやばり小さいところでは所管をしておる。そうすると、産炭地域では両親がおられない、あるいは非常な窮乏状態にあるということから非行少年が非常にふえておるわけです。しかも、その非行少年が年々若年化しつつある。四十一年の警察庁の白書によりまして全国第一位、こういうありがたくない数字が出ておる。真犯人の数につきましても、犯罪のおそれのある少年の数につきましても全国一位である。年々若年化の傾向、あるいは青少年非行の増大の傾向という問題から、やはり警察官を幾らふやしても、あるいは民生委員をふやしても、指導委員をふやしても、やっぱり子供に対する愛情というものがうたらないものです。子供、子供の非行化がとまるものではない。子供の非行化についてはやはり愛情というものが第一でありますから、それについてはやはり親が第一であり、第二はやはり教師でなければならぬと思っております。こういったところから充て指導主事によってこういった青少年の指導をやっていく、こういう制度がつくられたわけでありまして、しかし初めに申し上げましたように、一つの地教委で五つ、六つの学校を持っています。そうすると、充て指導主事というのはこの地教委に勤務しているわけですね。ですから一つの学校の一つの学級で、きょう子供が学校に来ない、しかも生活保護で心配になっておる、それであるいは警察から電話がかかってくる、いまこういう子供を預っているがどうかと、こういうあります。この先生が授業をやめてその警察に行ったりしなければならぬ、ほかの子供とも遊ばなければならぬ、こういうことなんです。ですからやっぱり学校に指導教師を配置してもらいたい。充て指導主事というのは指導教師ではないわけです。ですから、そういうものは兼ねておられますけれども、やはり指導教師というものを新設していただいて学校に配置をして、担任の先生にすぐ相談し

てもらえませんか、すぐ学級にそういう子供があらば家庭に走っていったらどうか、そういう学校配置というものがほんとうに必要なものであります。充て指導主事を地教委に配置するということは、ほんとうは現場の先生から見ますと、そういう制度は要らない、こういう声が非常に強いのであります。でありますから、充て指導主事の増配によって産炭地の青少年非行、あるいは指導主事というものが直っていくかという、なかなかそうはいかない。実際の効果をおさめていないということが言えるのであります。でありますから、これは去る四十八国会の愛知文部大臣の答弁でも、その際第二次有次調査団というのが出されまして、それを受けて愛知文部大臣が四十八国会で産炭地域の教育の問題を取り上げた画期的な国会でありますけれども、特別措置が必要なんだ、そして指導教師が必要なんだということが言われておる。しかし今日なお国の施策によって特別措置がなされていない結果になっておるのであります。やはりこれから先五年間にわたって閉山合理化が進んでいく、あるいは離職者がふえていく、国の政策によってこうなっていくのであります。それから、石炭産業には、この国会でも先生御承知のように一千億の肩がわりとか、いろいろな手厚い保護がなされている。手厚いといつてはなんですけれども、かなりの保護がされてまいりました。一つ山をつぶせばトン当たり百二十円の交付金を出すようになった。あるいは離職者には再就職の道をあけるようになった。いろいろな手当も出るようになったのでありますけれども、ただ一つ教育の面においては何らなされていないというのは、これは少し表現が悪いのでありますけれども、放置されたままの状態である。でありますから、国の政策によって石炭鉱業の合理化政策が進められる以上、国の手によって教育の荒廃も救っていただかなければならぬ、これが趣旨であります。

○委員長(大谷隆之助君) 他に御発言がなければ、八法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○小林武君 ちょっと委員長に法律案の扱いについてお尋ねをいたしたいのであります。

きょうこれで、もう明日はないわけです。かねがねこれは私も今まで主張してきたことですけれども、議員提案というものの対する、議員立法というものの関係する扱いの問題ですね。きょうは補委員から御質問いたされて、たいへんいろいろな面でもわれわれも参考になった。しかし、議員立法と政府提案というものが差別されるという法的なばくはあれは別段ないと思うんです。われわれが法律案を出したら御質疑はいただく、質疑をいただいたら、これは賛否を明らかにしていただくというのことは当然です。私はそう思っております。しかし、そういうことのできない事情があるというふうなお話もかつて承ったことがある。その際にはいろいろ御意見は承る。そういう事情にあるけれども、いろいろ今後話し合ひを進めていくというふうなことも事実あったです。それが具体的にどうなったかというふうなことは、ある場合もあるだろうし、ない場合もある。政府側も十分それについて検討を加えてくれたという点も若干私はあったと思う。そこで、私は、この点について議員提案というものが手軽く扱われるという点については、これは与野党の立場とか野党の立場とかいう問題じゃないと思うんです。それをいま急にあなた委員長にだけそれをめんどくさいことを言つて、ぼくは難くせつけるという気持ちは絶対ない。絶対ないですけれども、まあ何というか、悪いところがあつたら大いに指摘してもらおう、不合理な点があつたらと指摘して、そうしてとれるものがあつたらとてやるといふような態度がやっぱりあつてほしいと私は思う。しかし、何ぼとてやりたいと思つても予算上どうにもならぬということであるならば、これは与野党の立場としてどうだとか、あるいは野党の立場としてどうだとかいうことはあつたて、これはわれわれが何も言うべき筋合いではない。しかし、何ともしに消えていくなんという話は、これは議会の運営上妥当な方法なの

かどうかということについては、私はたいへんな疑問を持っているんですよ。法律に従ってわれわれは議案を提出するのです。そうして皆さんの前に出します。賛成いただくいただかないは、われわれの持っている法律の内容と、それから皆さんに其鳴いたくようなことになっているかなくていいかということはいろいろ事情があるでしょう。それはかまわない。でありますから、私はやはりこれが何とはなしにうやむやになるということについては、こししばらくの間文教委員会の中で常に不満を持ってきたのです。だから、端的にいえば、私は決着をつけてもらいたい。あなただけのほうでは政府提案の場合には委員長は採決とこういわれる。われわれはそれについて、ある場合にはその賛成でもないのだけれども、賛成しなきゃならぬような場合もあるし、反対でも、これはまあしかし通ったらやむを得ないというような、こういうこともあるだろうし、いろいろな場合があるのです。われわれは反対されたからって文句を言うわけじゃない。否決するならばつきりと否決してもらいたい。結末のないやり方というのはごめんだ、こう思うのです。しかし、審議の時間がなくて、まだ十分でなかったというようなお気持ちならば、またそのあれもありましようけれどもね。私はまあいまの質問の状況から見れば、まさか審議の時間がなかったと、こうは思えないのだ。審議は十分尽くしていると、そう思っている。それで、これに対する委員長の見解を承りたいのですよ。私はいままで委員長におなりになった方々は、どつちかというところ、この文教委員会において顔をかみ合わせたばかりで、しかし今度大谷先生がこちらに來られて、ひとつ新鮮な感覚でもって私の言うことが誤りであるかどうか、委員長の御意見を承りたい。

○委員長(大谷藤之助君) ただいまの小林君の発言は、まことにごもっともだと考えます。まあいままでの委員会の議員立法に対する審議の経過もございしますし、ただいまの審議の姿もございします。まあこの議員立法の扱いにつきまして

は、たたいまの小林君の発言も十分ひとつ受け取  
めまして、委員長理事打ち合わせ会におきまして  
も、基本的な問題、当面のさような法案の扱いに  
ついて、やはり慎重にひとつ検討していただく余  
地もあると存じておりますから、御一任をひとつ  
お願いいたしたいと思います。

○小林武君 委員長がそうおっしゃったから、私  
はもうこれからこうしてくれということとは申し上  
げません。申し上げませんけれども、理事会でひ  
とつ御検討いだきたいと思います。これはこの  
ままでいったら、私は国会運営の際のやはり重大  
問題になると思いますから、十分御検討いただい  
て、どうぞひとつ後刻委員長の御発言で明らかに  
していただきたいと思います。

○委員長(大谷藤之助君) はい、承知いたしました。

○委員長(大谷藤之助君) これより請願の審査を  
行ないます。

本委員会に付託になっております第一号難波宮  
跡の保存に関する請願外二百六十二件を議題とい  
たします。

速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

たたいまの審査の結果に基づき、第一号難波宮  
跡の保存に関する請願外百十一件の請願は、議院  
の會議に付するを要するものにして、内閣に送付  
するを要するものと決定することに御異議ござい  
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めま  
す。よって、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましては、これを委  
員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さ  
よう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 継続調査要求についておはかりいたします。

教育、文化及び学術に関する調査につきましては、開会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

教育、文化及び学術に関する調査のため、今期国会開会後委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員の人選、派遣地、派遣期間等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第一百八十条の二により議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

〔参照〕

文教委員会付託請願中採択一覧表（計一二二件）

○難波宮跡の保存に関する請願（第二号）

○教科書無償給与の完全実施に関する請願（第五号）（第六号）

○学校栄養士の設置に関する請願（第三四号）（第三八号）（第四二号）（第四三号）（第一一二号）（第一一七号）（第一二二一号）（第一二七号）（第一九六号）（第二二七号）（第二五三三号）（第二六〇号）（第二七五号）（第三三六号）（第三三七号）（第三四六号）（第三九一一号）（第四七六号）（第六四〇号）

○難波宮跡、田能遺跡等文化財埋藏地の完全保存措置に関する請願（第一〇三三号）

○義務教育施設等の整備促進に関する請願（第一七三三号）

○心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願（第一九七号）（第三三八号）（第八九一一号）（第八九六号）（第八九七号）（第一〇二五号）（第一一五七号）（第一一七〇号）（第一一八一号）（第一一八二二号）（第一一八三三号）（第一一九九号）（第二二五八号）（第一三三七二号）（第二二〇六六号）（第三三七〇号）

○学校給食用小麦粉国庫補助に関する請願（第二三八号）

○幼児教育振興に関する請願（第七二六号）（第七二七号）（第七二八号）（第七二九号）（第七三〇号）（第七三一一号）（第七三二二号）（第七三八三三号）（第七八四四号）（第七八五五号）（第七八六六号）（第七八七号）（第七八八号）

○学校建築費の国庫負担率引上げに関する請願（第八七六号）

○校庭拡張等に伴う校地取得に對する国庫補助に關する請願（第八七八号）

○複式学級解消並びに級外教員及び養護教員の配置に關する請願（第一〇九九号）

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

の標準に関する法律改正に関する請願(第二二九号)

○戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(第一四四六号)

○学校警備員設置に関する請願(第二四四三号)(第二四四四号)(第二四四五号)

○国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

○学校教育費の財源措置に関する請願(第三四三八号)(第三六二七号)

○自閉症児の教育施設等の整備に関する請願(第三五〇〇号)

○公立学校職員の時外勤務手当支給に関する請願(第三七八四号)

○国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する請願(第三八四〇号)(第四一五八号)

○奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願(第四一七七号)(第四一七八号)(第四一七九号)(第四一八〇号)(第四一八一号)(第四一八二号)(第四一八三号)(第四一八四号)(第四一八五号)(第四一八六号)(第四一八七号)(第四一八八号)(第四一八九号)(第四一九〇号)(第四一九一号)(第四一九二号)(第四一九三号)(第四一九四号)(第四一九五号)(第四一九六号)(第四一九七号)(第四一九八号)(第四一九九号)(第四二〇〇号)(第四二〇一号)(第四二〇二号)(第四二〇三号)(第四二〇四号)(第四二〇五号)(第四二〇六号)(第四二〇七号)(第四二〇八号)

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十一日)

一、日本学術振興会法案

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第二三三一号)(第二四四四号)

○号(第二六一六号)(第二七五七号)(第三〇三七号)(第三一五七号)(第三一五八号)(第三二〇六号)(第三二〇七号)(第三二三八号)(第三二三九号)

一、国立大学の授業料値上げ反対並びに米軍の大学への資金導入反対等に関する請願(第二三三二号)

一、学校警備員設置に関する請願(第二四四三号)(第二四四四号)(第二四四五号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

一、国立大学における助手の名称変更に関する請願(第三三六四号)(第三三六五号)(第三三六六号)(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三四七号)(第三三四八号)(第三三四九号)(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三六九四号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第三二四〇号)

理由  
一、学校図書館は、今日の日本の教育をささえる上において、子どもたちの学習活動を豊富にし、深化させて、ほんとうに身についたたしかな学力をつちかため、教育課程の展開に寄与し、又、マス・コミの極端にはならんしている今日、青少年の人間形成に大きな作用を及ぼす読書活動の基地としての機能を発揮しており、さらに、家庭の経済的負担の軽減にとどまらず、個人ではおおよびもつかない多角的かつ豊富な資料の利用を可能にするという重要な使命と役割を果たしているにもかかわらず、当局は、今日まで学校図書館を運営する人員を一人も配置しないで放置している。

二、したがって、学校の現場においては、学級を担任し、教科を担当し、教科外活動を指導し、さらに分掌校務を処理しながら担当教諭が学校図書館の運営にあたっているため、過重勤務となり、やむなく、補助者としてPTAその他の援助をえて学校司書を採用するなど管理、運営に苦心してきた。

三、この実情に対し、すみやかに改善措置を講ずるようくりかえし要望してきたが、十数年間放置されたまま、なら根本的な解決をみず今日に至っており、しんぼうもはや限界にきている。

第二四四〇号 昭和四十二年六月二十九日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(八通)

請願者 市立神港高等学校内 高橋辰夫外七名

紹介議員 内藤三郎君

一、司書教諭を即時発令すること。  
学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を、附則第二項を削除して発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。  
学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員の身分の確立と安定を図ること。

第二六一六号 昭和四十二年六月三十日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(十一通)

請願者 市立牛田小学校内 高橋謙吉外七名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二二六六号 昭和四十二年七月四日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(四十五通)

請願者 佐賀市高木町六ノ一 佐賀市立循誘小学校内 池田岐彦外四十四名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三一五七号 昭和四十二年七月四日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 福井県勝山市郡町二丁目勝山市中部中学校内 笠松小石外四名

請願者 鹿児島市山下町六ノ四三名山小学校内 登喜方子外十名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二七五七号 昭和四十二年七月一日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二十六通)

請願者 愛媛県松山市泉町一三ノ三 井上信外二十五名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三〇三七号 昭和四十二年七月四日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(四十五通)

請願者 佐賀市高木町六ノ一 佐賀市立循誘小学校内 池田岐彦外四十四名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三一五七号 昭和四十二年七月四日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 福井県勝山市郡町二丁目勝山市中部中学校内 笠松小石外四名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三一五八号 昭和四十二年七月四日受理  
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(八通)

請願者 山形市城西町一ノ二ノ三九 高橋若菜外七名

紹介議員 北星 教真君

関する請願(二通)

請願者 長野市安茂里長野市立榎花中学校

内 久保博正外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三二〇七号 昭和四十二年七月五日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二一通)

請願者 京都市左京区下鴨梅ノ木町五九京

都府立洛北高等学校内 本多伊平

外二十名

紹介議員 内藤善三郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三二三八号 昭和四十二年七月五日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(七通)

請願者 岐阜市長良小山田岐阜県立岐山高

等学校内 戸部秀清外六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三二三九号 昭和四十二年七月五日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(十五通)

請願者 佐賀県伊万里市南波多町井手野

二、九〇〇伊万里市立南波多中学

校内 山口房一外十四名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第三三三二号 昭和四十二年六月二十八日受理

国立大学の授業料値上げ反対並びに米軍の大学への資金導入反対等に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原四ノ四二 吉田

隆徳外五百五十三名

紹介議員 岩間 正男君

国立大学授業料値上げ並びに大学への米軍の資金

導入に反対し、国費によるひものつかない研究費の大幅とその民主的配分を要求する。

理由

一、国立大学授業料値上げは、教育の機会均等を破壊することによって現在佐藤内閣が進めている民主主義破壊の一端をになうものである。また、あいつく物価の値上げによつて苦しみつけられている国民と学生の生活をいつそう悪化させるものである。さらには、その社会的影響力からいつて、公立大学はもちろん、私立大学、さらには高校にまで値上げが波及することは明らかである。

二、米軍資金の大学への導入は、現にベトナムで侵略戦争を行なっている米軍が、これを通じて大学に直接介入し、大学の戦争協力を強めようとする意図の具体的なあらわれである。これは、京大奥田総長の指摘するように、政府の貧困な研究費、文教政策にこそ大きな原因がある。

第二四四三三号 昭和四十二年六月二十九日受理

学校警備員設置に関する請願

請願者 滋賀県大津市北大路一丁目 水野

正男外二名

紹介議員 黒柳 明君

教職員の宿日直をやめ、近代的な学校管理体制を確立するため、すみやかに国の経費で学校警備員を設置されたい。

第二四四四号 昭和四十二年六月二十九日受理

学校警備員設置に関する請願

請願者 滋賀県大津市馬場一ノ六ノ二三

橋本喜三男外二名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二四四三三号と同じである。

第二四四五号 昭和四十二年六月二十九日受理

学校警備員設置に関する請願

請願者 滋賀県大津市御殿浜一六ノ二 倉

橋助一外二名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二四四三三号と同じである。

第三一五五号 昭和四十二年七月四日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 岡山市奉還町四ノ二ノ三 立花一

也

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一〇三七号の第六項を左記事項と入れかえたものと同じである。

一、学級編制標準の実施については、各県の実情に合わせ、四十三年度以降可能な限り早期に行なうこと。

第三一五六号 昭和四十二年七月四日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市見和町一二七 中山

尚治外一名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第三一五五号と同じである。

第三二四〇号 昭和四十二年七月五日受理

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切六ノ八ノ二 藤

田美智子

紹介議員 内田 芳郎君

この請願の趣旨は、第一二四五号と同じである。

第三三六四号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 群馬県前橋市若神町二八〇群馬大

学内分沁研究所内 今井勝俊外五

十二名

紹介議員 小林 武君

国立大学官職名のうち、文部教官「助手」の名称を廃止し、文部教官「講師」と変更されたい。

理由

一、国立大学文部教官「助手」は現在大学の研究においてはいくまでもなく、教育においてすら実質的にきわめて重要な位置を占めており、第一線の研究をになつてゐる。現在の科学の発展状況のもとでは、研究活動は単に助手が教授、助教を補佐するのみであることを許さない。現に助手のうち多数の者は大学卒業後長期にわたつて研究活動を行つており、学位取得者も多いにもかかわらず、現行の定員法のわくのなかでは助教等への昇格はきわめて困難である。

二、社会通念上「助手」といふは運転助手、教育機関においては中学校、高等学校における教員以外の「助手」、また理髪業務における「助手」という概念が一般化している。このことは人事院においてすら通常「助手」を「じよて」と呼び変えて区別していることによつても明らかである。一方、諸外国の大学においては、現在我が国で実質的に「助手」が担当している仕事の内容は、「助教」または「講師」という名の人々によつて担当されており、「助手」といふは教官以外の補助員を指している。この事情は「助手」の国際交流上重要な問題である。

第三三六五号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 札幌市北二条西五丁目北大医学

部内 尾野美智子外七十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三三六六号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 青森県弘前市相良町二弘前大学医

学部内 板垣源太郎外四十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三三六七号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 札幌市北一〇条西八丁目北大応用

電気研究所内 古瀬健外二十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三三六八号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 札幌市北一〇条西八丁目北大理學

部内 山本正樹名二十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三三六九号 昭和四十二年七月六日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 名古屋市中種区不老町名古屋大学

理學部内 政他明外六十二名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三三七〇号 昭和四十二年七月六日受理

心臓病の子供の教育のため、虚弱児学校及び学

級増設に関する請願

請願者 富山市下新東部五五 山崎乙吉外

七百十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

七月十五日左の議案は撤回された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正

する法律案(小林武君外一名発議)

七月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育費の財源措置に関する請願(第三

四三八号)(第三六二七号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法

制化に関する請願(第三四四五号)(第三四四

六号)(第三六一一号)(第三六四三三三三三三

九三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

八八六六六六六六六六六六六六六六六六六六

一、国立大学における助手の名称変更に関する

請願(第三四四七号)(第三四四八号)(第三四

四九号)(第三四五〇号)(第三四五二一三三三三

六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六

一、自閉症児の教育施設等の整備に関する請願

(第三五〇〇号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員

定数の標準等に関する法律の改正に関する請

願(第三六〇九号)(第三六一〇号)(第三六九

五五号)(第三八三九号)(第三八八五五五五五

三八号)(第三九三九号)(第三九四〇号)(第三

九四一〇号)(第三九四二二二二二二二二二二二

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

九四四四四四四四四四四四四四四四四四四四

五号)(第四一七六号)(第四二〇九号)

一、奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

(第四一七七号)(第四一七八号)(第四一七九

号)(第四一八〇号)(第四一八一号)(第四一八

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(十七通)

請願者 横濱市港北区日吉本町二、一〇五

千葉勝夫外十六名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三二一と同一である。

第三四四六号 昭和四十二年七月七日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(二通)

請願者 長野市安茂里長野市立裾花中学校

内 常田謙外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二三三二一と同一である。

第三六一一号 昭和四十二年七月七日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂一、

〇七ノ一 諸富町立諸富北小学校

内 内田常雄

紹介議員 杉原 荒太郎君

この請願の趣旨は、第二三三二一と同一である。

第三六四三三三三三三三三三三三三三三三三三三

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(十通)

請願者 神奈川県厚木市飯山二、三六七厚

木市立小鉢中学校内 山口利雄外

九名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三二一と同一である。

第三六九三三三三三三三三三三三三三三三三三三

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願(二通)

請願者 長野市安茂里長野市立裾花中学校

内 小川良子外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三七四三号 昭和四十二年七月十日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二十四通)

請願者 札幌市白石町本郷通六丁目白石中学校内 喜早富美外二十三名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三八二四号 昭和四十二年七月十一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 山形市城北町二ノ九ノ三山形市立第七小学校内 板垣久吉外四名

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三八八六号 昭和四十二年七月十一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(十通)

請願者 大阪市生野区巽矢柄町五二大阪市新立野中学校内 堺透外九名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第四〇一九号 昭和四十二年七月十二日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 大阪府藤井寺市野中三三〇ノ二野口米外一名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第四一五七号 昭和四十二年七月十三日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(十三通)

請願者 大阪府堺市田園七二四 浦野博夫外十二名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第三四四七号 昭和四十二年七月七日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 札幌市北九条西九北海道大学農学部内 三国英実外二十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三四四八号 昭和四十二年七月七日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 京都市左京区北白川追分町京都大学基礎物理学研究所内 梅村勉外三十一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三四四九号 昭和四十二年七月七日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願(四通)

請願者 北海道函館市港町二五三北海道大学水産学部内 小坂淳外二十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三四五〇号 昭和四十二年七月七日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願(五通)

請願者 札幌市北九条西九北海道大学農学部酪農科学研究所内 仁木良哉外四十二名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三四五一号 昭和四十二年七月七日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願(五通)

部内 渡辺順外三十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三六四九号 昭和四十二年七月八日受理

国立大学における助手の名称変更に関する請願

請願者 札幌市北八条西五丁目北大工学部内 伊藤博徳外四十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第三五〇〇号 昭和四十二年七月七日受理

自閉症児の教育施設等の整備に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ二九ノ二自閉症児親の会内 横山佳子

紹介議員 北畠 教真君

自閉症児の教育施設等について、左記事項の早急実現を図られたい。

一、公立学校に自閉症児を含めた情緒障害児のための特別学級又は実験学級を設置すること。実験学級設置の際は、自閉症児にとって普通児との接触が一つの治療法であることを考慮すること。

二、特殊教育総合研究機関を設置すること。その付属機関として、教育部門、治療部門を設置し、心理学、医学、教育学を含む共同研究の場を設け、専門家の育成と研修にあたること。

三、大学に児童精神衛生講座を設置すること。

四、現在、自閉症児を治療教育している諸機関に対し格別の助成措置を講ずること。

理由

一、自閉症は文字どおり社会との交流を自分から断つてしまう情緒の障害で、最近ようやく知能障害とは区別されるようになったが、まだその原因、治療法等はほとんど明らかにされていない。しかし、自閉症児が「適切な治療教育をすれば必ず効果がある」ということだけは、学者も教育者も一様に認めている。

二、現在、特志の先生方が私立の機関で多くの困難に直面しながら、自閉症児の治療教育をし、

効果をあげているが、人員、設備等の面で先生方の個人的負担、苦勞は大変である。また父母にとつても、その負担は大きく、週一回一時間の月謝五千円が標準となっている。

三、自閉症児とその親の上に、希望の光がさすように、社会の暖かい理解が望まれる。

(別紙、自閉症児の現状等資料添付)

第三六〇九号 昭和四十二年七月七日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 福島県いわき市湯本町栄田八四

紹介議員 佐藤恭子

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三六一〇号 昭和四十二年七月七日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 岡山市福浜町五七〇ノ八 青木勤

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三六九五号 昭和四十二年七月八日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市川目十七地割 福田 好行

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三八三九号 昭和四十二年七月十一日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 岐阜県大垣市今町二ノ四九 羽山 富雄

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三八八五号 昭和四十二年七月十一日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(三通)  
請願者 長野県松本市井川城二、四六二ノ六 中島豊晴外二名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九三八号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 北海道網走郡津別町共和 田村光夫  
紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九三九号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 山形県米沢市花沢町二、四三九ノ一 中村幸雄  
紹介議員 伊藤五郎君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四〇号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 山形県鶴岡市新形和見 佐藤賢  
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四一号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 新潟県新潟市諏訪町 岩村俊男  
紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。  
第三九四二号 昭和四十二年七月十二日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 長野県諏訪市清水町二 岩垂深  
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四三号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 長野県小県郡塩田町別所 榊原英男  
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四四号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 長野市上松滝一九 山岸治雄  
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四五号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(三通)  
請願者 滋賀県大津市木之下町八ノ一八 赤井信昭外一名  
紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四六号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 岡山市津島二三五 杉原仁  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四七号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 岡山市門田文化町一、一一八ノ三 福本勲  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四八号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 岡山県新見市土橋二、四三五 藤井卓巳  
紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九四九号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 佐賀県三養基郡中原村原古賀三〇 八 横尾和夫  
紹介議員 銅島 直紹君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九五〇号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(三通)  
請願者 埼玉県越谷市北越谷一の一、二 松原茂樹外二名  
紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第三九五一号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(三通)  
請願者 群馬県高崎市岩押町一三〇ノ五 島田寛治外二名  
紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第四〇二〇号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

標準等に関する法律の改正に関する請願  
請願者 東京都千代田区神田一ツ橋 橋本章男  
紹介議員 林 塩君

この請願の趣旨は、第三一五五号と同じである。

第三六一九号 昭和四十二年七月七日受理  
へき地教育振興に関する請願  
請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会議員 高橋重雄  
紹介議員 小柳 牧衛君

へき地教育の振興を図るには教育条件の整備と

かんがみ、左記事項の実現のため、へき地振興法をはじめとする制度並びに施策の抜本的改善措置を講ぜられたい。

一、へき地学校指定基準の点数の補正に積算度を加えた引上げを図ること。

二、市町村の任務であるへき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするための必要な措置に寄宿舎を加え、国の補助対象とすること。

三、学校給食の施設、設備の整備に必要な措置を講ずること。

四、市町村が行なうへき地教育の振興に関する事務の経費に対する国の補助率を大幅に引き上げること。

五、へき地手当の級別支給割合を引き上げるとともに、最低保障額を設けること。

理由  
一、へき地における小、中学校の実態は、教職員等の献身的な努力にもかかわらず、今日なお都会地などの学校と大きな格差があるが、これはすみやかに解決すべき重要問題である。  
二、新潟県においては、へき地教育を制約している条件が複雑多岐にわたっているため、その解決は容易でなく、多くの問題を今後に残しているため、総合的な改善施策の強力な推進が望まれる。

第三六三三号 昭和四十二年七月七日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 福島県いわき市湯本町栄田八四  
佐藤恭子

紹介議員 林 塩君

公立の盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及  
び高等部の教育を振興するため、学級編制及び教  
職員定数の標準に関する法律を、各学級種別の特  
別の事情を十分考慮し、左記事項を骨子として制  
定されたい。

一、学級編制の標準を幼稚部では五人、高等部で  
は普通教育学科について十人、専門教育学科に  
ついて八人、重複障害学級については五人とす  
ること。

二、教諭等の数は幼稚部では学級数に二を乗じ、  
高等部では二・二七を乗じた数とすること。

三、機能訓練担当教員及び舎監兼任教員を増配す  
ること。

四、身体不自由及び病虚弱養護学校における、養  
護教諭、盲学校理療科における実習助手につい  
ては特別に増員すること。

五、寮母の数は、勤務条件を考慮して制定するこ  
と。

六、事務職員については、就学奨励法関係、寄宿  
舎関係等を考慮して増員すること。

七、用務員、炊事員、給食作業員、技術職員、栄  
養士、警備員、自動車運転手、添乗員、介助職  
員等については定数を確保するためなんらかの  
措置を考慮すること。

第三八二六号 昭和四十二年七月十一日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 岐阜県大垣市今町二ノ四九 羽山  
富雄

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。  
第三九五二号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 東京都荒川区町屋八ノ二〇 鈴木  
トモ子外三名

紹介議員 吉江 勝保君  
この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五三三号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 山形県米沢市花沢町二、四三九ノ  
一 中村幸雄

紹介議員 伊藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五四四号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 長野県小県郡田塩町別所 柳原英  
男

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五五五号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 山形県鶴岡市新形相見 佐藤漢  
紹

紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五六六号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 長野県大町市大町 吉原八雄  
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五七七号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 滋賀県彦根市一番町 森田茂男  
紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五八八号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 新潟県新発田市諏訪町 岩村俊男  
紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九五九九号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 岡山県新見市土橋二、四三五 藤  
井卓巳

紹介議員 木村 陸男君  
この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六〇〇号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 岡山市津島二、三一五 杉原仁  
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六一一号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 岡山県岡山市門田文化町一、一一八ノ三  
福本勲  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六二二号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 長野市上松滝一九 山岸治雄  
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六三三号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願  
請願者 佐賀県三養基郡中原村原古賀三〇  
八 横尾和夫  
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六四四号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願(二通)  
請願者 群馬県高崎市岩押町一三〇ノ五  
島田寛治外一名  
紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第三九六五五号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願(三通)  
請願者 埼玉県越谷市北越谷一ノ一二 松  
原茂樹外二名  
紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四〇二二一号 昭和四十二年七月十二日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び  
教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 福岡県直方市上頓野道目木 鈴木 福男外十名

紹介議員 林 塩君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第四一五九号 昭和四十二年七月十三日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 三重県津市大字分部一、〇一七 前田つう子外九十五名

紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第四一六〇号 昭和四十二年七月十三日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 徳島市三矢町堂床六四二 西内三千雄外百九名

紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第四一六一号 昭和四十二年七月十三日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 大分県別府市鶴見館石 井上哲哉 外百十五名

紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第四一六二号 昭和四十二年七月十三日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 福岡市弓の馬場町 田中正利外二百二十五名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第四一六三号 昭和四十二年七月十三日受理  
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び

教職員定数に関する法律制定に関する請願

請願者 熊本市大江町渡鹿七九一 川添光 代外五十六名

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第三六三四号と同じである。

第三七八四号 昭和四十二年七月七日受理  
公立学校職員の時間外勤務手当支給に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一 岩手県 議会議員 千葉一 貞治君

紹介議員 谷村 貞治君  
公立学校職員の勤務の実態にかんがみ、左記事項について善処されたい。

一、宿日直勤務の軽減について。  
教職員の宿日直勤務については、できるだけその負担過重を軽減するため所要の措置を講ずること。

二、時間外勤務について。  
教職員の勤務時間について、教職員の意思にかかわらず勤務時間をこえて処理せざるを得ない業務については、時間外勤務として手当を支給するよう所要の措置を講ずること。

第三八四〇号 昭和四十二年七月十一日受理  
国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する請願

請願者 宮城県仙台市八木山緑町仙台電波 高等専門学校高等昇格推進期成会内 桜井勤外五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君  
国立電波高等学校（全国で仙台・鹿角・熊本電波高等学校の三校）の高等専門学校への昇格を、昭和四十三年度に実現されたい。

理由  
一、近年の電波科学の著しい進展に即応するためには三年間の課程ではとうてい不十分であり、さらに二箇年の教育期間を延長し、船舶並びに陸上における通信士の職務の技術的向上を図る必要がある。

二、昭和四十二年度から国立商船高等学校五校は高専校に昇格したが、同じ国立の高専校であり、教育課程は異なるにしても卒業後は同じ職場で働くことになる電波高校も同様に昇格を考慮すべきである。

第四一五八号 昭和四十二年七月十三日受理  
国立電波高等学校の高等専門学校昇格に関する請願

請願者 宮城県仙台市八木山緑町仙台電波 高等専門学校内 桜井等

紹介議員 林 塩君  
この請願の趣旨は、第三八四〇号と同じである。

第四〇二二二号 昭和四十二年七月十二日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願（二通）

請願者 神奈川県鎌倉市台一ノ一五ノ五〇 橋本貞雄外三百六十六名

紹介議員 林 塩君  
女子教育職員の育児による退職を防ぐため、選択制、有給制、先任権を含む育児休暇法をすみやかに制定されたい。

第四〇二三号 昭和四十二年七月十二日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願（三通）

請願者 茨城県水戸市砂久保町五区四、八 一六 岡本ツネ外三百八十四名

紹介議員 近藤 鶴代君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六四号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願

請願者 北海道空知郡奈井江町向ヶ丘 小 玉肇外千五百九十一名

紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六五号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願

請願者 東京都練馬区高野台三ノ二三ノ四 榎本千代外三十名

紹介議員 柏原 ヤス君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六六号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願

請願者 山梨県甲府市中村町一〇〇ノ二 中田政子外九百二名

紹介議員 加藤シヅエ君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六七号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願

請願者 鳥取市立川二ノ一〇一 田村照子 外六百八十二名

紹介議員 林 塩君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六八号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡甲瀬町金屋 三島恵 美子外六百九十九名

紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

第四一六九号 昭和四十二年七月十三日受理  
女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願（二通）

請願者 神奈川県中郡伊勢原町西富岡二四 二小沢八重子外二百四十九名

紹介議員 中野 文門君  
この請願の趣旨は、第四〇二二二号と同じである。

請願者 大阪府堺市八千代通二ノ一九 佐古富美子外七千十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七一号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 長野市岩石町一、八二四 加藤玲子外一万二千二百五十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七二号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 大阪市阿倍野区阪南町四ノ五ノ二 四 高階美智子外一万五千三百三十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七三号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 神奈川県小田原市栄町二ノ一二ノ四六 大木祥子外五百九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七四号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 長崎市諏訪町七ノ二五 大上みゆき外三千七百七十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七五号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 山梨県塩山市上井尻四二ノ二 三井嘉洋外千六百六名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七六号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 大阪府茨木市大手町五ノ一三 松本方子外四千七百十八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四二〇九号 昭和四十二年七月十三日受理

女子教育職員の育児休暇法制定促進に関する請願  
(二通)

請願者 茨城県日立市宮田浜の宮原宮ア パート二ノ二七 藤田洋子外二万四千七百七十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四〇二二号と同じである。

第四一七七号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都渋谷区初台二ノ二〇 北原正一外百名

紹介議員 横川 正市君

奈良県橿原市の藤原宮跡を通過する国道一六五号線バイパスの路線変更と同宮跡の完全保存に必要な措置を講ぜられたい。

第四一七八号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都世田谷区烏山町一、四四八 森淳司外八十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一七九号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都目黒区碑文谷五ノ二ノ一 三 前田金五郎外百名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八〇号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都北区滝野川六ノ三ノ一四 広多建次外百名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八一号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都調布市上布田二二 勝俣鎮夫外百七十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八二号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(八通)

請願者 東京都目黒区上目黒六ノ一、五二 四東京アパート二〇号 五島美代子外七百六十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八三号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都世田谷区赤堤町一ノ二ノ一 八 藤尾真一外九十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八四号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

沢よし外百二十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八五号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都世田谷区玉川等々力三ノ五 三 和田あき外八十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八六号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都調布市小島町四四ノ二三 森川洋典外八十七名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八七号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都中野区若宮二ノ七ノ一二 佐々木八郎外百七十七名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八八号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 東京都中野区中野一ノ三三ノ一二 高柳光寿外百七十七名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一八九号 昭和四十二年七月十三日受理

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
(一通)

請願者 神奈川県高座郡座間町緑ヶ岡五、九一七 金子勝彦外九十五名

紹介議員 猪 繁夫君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九〇号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都調布市深大寺町二、五二三  
加賀山房子外百十五名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九一号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都小平市上水南町四五〇 藤  
本博昭

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九二号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上安松一五三ノ四  
橋口好輔外九十四名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九三号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ一、〇  
七一 平岡敏夫外百二十名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九四号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ九ノ二〇  
石井治外百十名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九五号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼一ノ二五ノ一六  
黒羽清隆外八十三名

紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九六号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 青森県弘前市富士見町一三ノ六  
長田貞雄外八十名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九七号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都日野市程久保五三ノ二六  
三 伊藤博外百名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九八号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東富松上之フケ三二  
五ノ一六 植垣節也外七十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四一九九号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 千葉県旭町一九 緒方惟精外百十  
九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇〇号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ二ノ二一  
五味智英外二百六十八名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇一号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願  
請願者 東京都中野区弥生町一ノ四四ノ六  
関戸啓太郎外百名

紹介議員 木村福八郎君  
この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇二号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都目黒区緑ヶ丘三ノ二ノ五  
大江康男外七十六名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇三号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町六ノ四ノ一  
六 安藤ふみ子外八十八名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇四号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻窪一ノ八三 岩  
永栄一外百七十三名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇五号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ九ノ二〇  
石井潤外百十名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇六号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 青森県弘前市下白銀町一 北上昭  
雄外九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇七号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ九ノ二〇  
石井庄司外九十六名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。

第四二〇八号 昭和四十二年七月十三日受理  
奈良県橿原市の藤原宮跡保存に関する請願

請願者 東京都渋谷区初台二ノ二〇 北原  
由紀子外百名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四一七七号と同じである。





昭和四十二年八月三日印刷

昭和四十二年八月四日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局